

宮城県地域密着型サービス外部評価実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号。)第97条第8項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号。)第86条第2項の規定に基づき，指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業者」という。)が行う外部の者による評価(以下「外部評価」という。)の<u>手続及び内容等について定めるものとする。</u></p> <p>第2及び第3 (省略)</p> <p>(外部評価の頻度)</p> <p>第4 事業者は，その設置・運営する事業所ごとに少なくとも年に1回は外部評価を受けるものとする。<u>ただし，運営推進会議における評価を受けることにより，外部評価に代えることができるものとする。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>(1)から(3)まで (省略)</p> <p>(4) 外部評価項目の2番，3番，4番及び7番の実施状況が適切であること。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号。)第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号。)第86条第2項の規定に基づき，指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業者」という。)が行う外部の者による評価(以下「外部評価」という。)の<u>手続及び内容等について定めるものとする。</u></p> <p>第2及び第3 (省略)</p> <p>(外部評価の頻度)</p> <p>第4 事業者は，その設置・運営する事業所ごとに少なくとも年に1回は外部評価を受けるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(1)から(3)まで (省略)</p> <p>(4) 外部評価項目の2番，3番，4番及び6番の実施状況が適切であること。</p>

<p>第5から第8まで (省略)</p> <p>第9 (削除)</p>	<p>第5から第8まで (省略)</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>第9 平成28年3月31日までの間、第4の2(3)中「6回」とあるのは、「4回」と、(4)中「適切であること。」とあるのは「適切であり、『次のステップに向けて期待したい内容』の欄に記載がないこと。」とする。</p>
-------------------------------------	--

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。